

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市監査委員 下 村 明

同 山 岸 隆 行

同 山 添 洋 司

同 河原林 温 朗

京都市監査委員規程第2号

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を改正する規程

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代理人による請求)</p> <p>第2条 <u>請求人(法第242条第1項の規定による請求人をいう。以下同じ。)</u>は、<u>請求及び当該請求に関する行為の全部又は一部を行わせるため、代理人(複数の請求人が共同して請求する場合における代表者を含む。以下同じ。)</u>を選任することができる。</p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p>(請求書の記載事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、請求書(地方自治法施行令第172条第1項に規定する文書をいう。以下同じ。)には、同条第2項に規定する様式に記載すべき事項のほか、当該各号</p>	<p>(代理人による請求)</p> <p>第2条 <u>請求は、代理人によってすることができる。</u></p> <p><u>2</u> 代理人は、<u>請求人(法第242条第1項の規定による請求を行う者をいう。以下同じ。)</u>のために、<u>当該請求に関する一切の行為をすることができる。</u></p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>(請求書の記載事項)</p> <p>第4条 <u>監査事務局の職員(以下「事務局職員」という。)</u>は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、請求書(地方自治法施行令第172条第1項に規定する文書をいう。以下同じ。)</u>に、同条第2項</p>

<p>に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 請求人が代理人によって請求をする場合 代理人の氏名及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(請求の受付等)</p> <p>第5条 請求の受付は、監査事務局の職員（以下「事務局職員」という。）において行うものとする。</p> <p>2 事務局職員は、複数の請求人から同一内容の請求を受け付けた場合において、代理人が選任されていないときは、当該請求人に対し、監査委員の請求人に対する通知の受取人を届け出るよう求めることができる。</p> <p>3 前項の受取人が届け出られた場合における監査委員の請求人に対する通知は、当該受取人に対して行うものとする。</p> <p>(陳述の意向の確認)</p> <p>第6条 事務局職員は、請求人が法第242条第7項の規定による陳述をする意向があるかどうかを確認するものとする。</p>	<p>に規定する様式に記載すべき事項のほか、当該各号に掲げる事項を記載することを求めることができる。</p> <p>(1) 代理人による請求である場合 代理人の氏名及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(代表受取人の選任)</p> <p>第5条</p> <p>事務局職員は、複数の者が共同して一の請求をする場合において、代理人が選任されていないときは、当該複数の者に対し、監査委員の請求人に対する通知について代表して受け取る者（以下「代表受取人」という。）を選任するよう求めることができる。</p> <p>2 代表受取人が選任された場合における監査委員の請求人に対する通知は、当該代表受取人を通じて行うものとする。</p> <p>(陳述の機会の付与)</p> <p>第6条 事務局職員は、法第242条第7項の規定による陳述の希望の有無を、請求を受け付ける際に書面により確認するものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(監査事務局)